

①農業基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

- 担い手が収益性の高い園芸品目を安定して生産し、規模の拡大へつなげることができるよう、**農業基盤の整備**に取り組んでいる。

【取組の例① キャベツ】

- 安定した消費地(広島市等)を抱え、また、多様な気象により周年生産が可能となる強みを生かし、**園芸団地の整備や水田の畑地化(排水対策)**に取り組んでいる。



【取組の例② レモン】

- 日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要を生かして、**機械導入により効率的な生産が可能となるよう樹園地の整備**を進め、生産規模の拡大を図っている。



2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 生産品目の「**品質と収量の確保**」と「**生産経費の削減**」を実現できる農地を担い手へ集積することが重要。
- 広島県の農地は、狭小の区画の農地の割合が多く、また、園芸品目の栽培に適した農地が少ないことから、引き続き、必要となる**農地整備などを行う必要**がある。



«園芸団地の整備（区画整理、かんがい排水等）»



«水田の畑地化（暗渠排水、明渠等）»



«生産性の高い樹園地の整備（区画整理、客土、園内道整備等）»

②農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価の見直し

現状/広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

令和5年度	
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。

- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。

- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 R2 R2(計画)
(目標) 11,200ha > 22,000ha > 26,174ha
(実績) 10,586ha > 13,440ha
(R2目標との乖離▲8,560ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	8,800
実績	380	1,187	978	940	735	406	552	5,178
うち園芸品目(ha)	1	30	39	53	75	52	80	330
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	14.5%	6.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(R元 農業経営統計調査)

水田33千円に対し、野菜 342千円 (10.4倍)
果樹 264千円 (8.0倍)
花き 720千円 (21.8倍)

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

③地域の核となる担い手の経営力向上に向けた支援策の充実・強化

現状/広島県の取組

- 発展意欲のある農業者の企業経営への転換を推進し、企業経営体が地域農業を牽引する構造の実現を目指している。
- 農林水産省が実施している「農業経営者サポート事業」等の専門家派遣を活用することにより、次のような効果が得られている。

➤ 家族労働中心の農業者(Ⅰ層)

常時雇用者を導入した経営(以下、「雇用労働型経営」という。)へ転換を推進するため、土業等の専門家と連携し、将来の経営ビジョンの作成やその実現に向けた個別課題の解決を支援

➡ 常時雇用者の確保・定着に向けた就業規則の整備や法人設立する農業者が増加

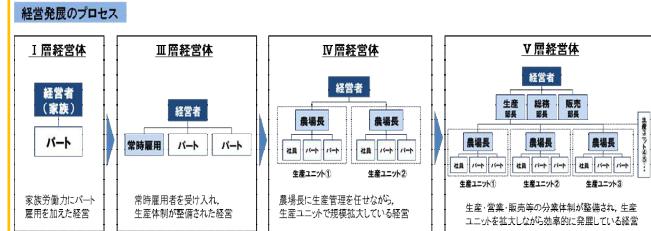
➤ 企業経営を目指す農業者(Ⅲ層)

経営コンサルタント等の協力を得ながら人事管理や予実管理などの仕組みづくりを推進

➡ 農場長の育成などに取り組みながら、企業経営へ発展しようとする農業者が増加

課題

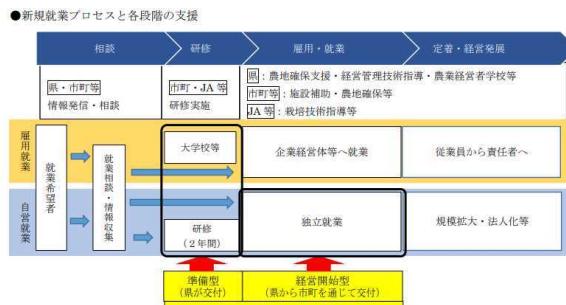
- 家族労働力を中心である農業者が雇用労働型経営への発展を進めるためには、経営ビジョンの作成等を通じ目指す姿を描くとともに、その実現に向けた経営課題を明確にする必要がある。
- 雇用労働型経営等への転換に当たっては、雇用人材の定着・育成に向けた労務・人事管理、生産性向上に向けた生産工程管理、農業経営の法人化などの課題解決を図るため、土業等の専門家による重点的な指導が不可欠である。
- この支援策として、農林水産省は、農業経営者サポート事業を実施しているが、令和3年度から1経営体当たりの上限交付額(10万円)が設定されたため、農業者の経営課題の重要度や緊急度に応じた派遣支援が十分に実施できていない。



④地方と合意の上での新規就農者支援対策の実施

現状/広島県の取組

- 新規就農者の確保・育成については、農業次世代人材投資事業をベースにして、県、市町、JA等が一体となって、就農希望する者の研修実施や、園芸品目を中心とする新規就農者の確保に力を注いでいる。



- 国制度導入前に比べて、導入後の平成24年以降の9年間は、約2割増の141人/年となっている。
- また、経営開始型の支援終了1年後の定着率は100%(平成30年度)と高く、5年後の定着率についても、90%(令和2年度)以上となっている。
- 新規就農者の定着と経営発展に向け、生産性の向上や収穫作業等の省力化のためのスマート農業技術の導入、農業経営者学校での経営管理技術の習得等を支援している。

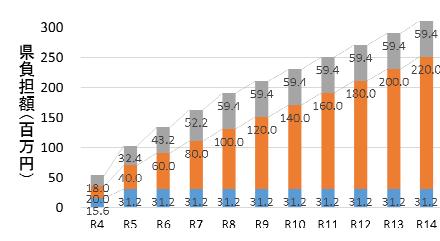
2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 農業次世代人材投資事業等については、これまで推進してきた成果や課題の検証結果等を、地方に十分な説明を行わないまま、令和4年度に大幅な見直しを検討している。このことは、単に地方への財政負担を強いるだけでなく、今後の施策推進に大きな支障をきたすものとなっている。

制度見直しによる県負担額の推移(県負担1/2の場合)



3 東京一極集中の是正

(1) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金（仮称）制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

3 東京一極集中の是正

(1) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京圏一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても中小・中堅企業の攻めの経営を促進するため、新事業展開等に必要な即戦力人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

5 人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京一極集中等の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由の分析が不可欠だが、全国統一的な調査が行われていないことから、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

3 東京一極集中の是正 (1) 地方移転及び地方還流の促進

現 状

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は、2011年以降10年連続転入超過。

○ 企業ニーズと施策のアンマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2021】

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

【地方拠点強化税制】～令和2年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和4年3月末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正 (1) 地方移転及び地方還流の促進

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和3年7月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	61,582	13,526
広島県	2,183	523(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,061件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和3年7月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
補助件数	20	33	34	40	53	20	200
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	10	82
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	50.0%	41.0%

令和2年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が29件(54.7%)と、件数・割合とも過去最高。

令和3年度も、ほぼ同水準で推移。
コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約10万人(2020年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取組が重要である。

3 東京一極集中のは是正 (2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けることのある国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。
- ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し、真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中のは是正 (2) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え、立法の分権を行い、停滞している地方分権の議論を新たなステージに推し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者的心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省】

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- 救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。
- 法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

- 過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
 - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
 - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

課題／目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかからることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和4年度予算概算要求の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
45億円(前年度比77.3%)

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数、受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したデータフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組

- がん検診受診率向上に向けたキャンペーンを実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等）



課題

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

現状

- がん検診受診率の低迷 (R元 国民生活基礎調査)

	胃	肺	大腸	子宮	乳
広島県	41.3%	45.9%	41.0%	43.6%	43.9%
全国	42.4%	49.4%	44.2%	43.7%	47.4%

目標

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 国として広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

現状／広島県の取組

【鉄道事業の現状】

- JR西日本は、コロナ禍の影響による利用状況の変化に対応するため構造改革を迫られているとして、ローカル線の維持が困難であると表明した。(令和3年2月18日)
- 国は、第2次交通政策基本計画(令和3年5月策定)において、あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ「交通崩壊」が起きかねないとの現状認識を示し、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討を行うこととしている。

【広島県の現状】

- 本県、庄原市、岡山県及び新見市は、JR西日本の申入れ(令和3年6月)を受けて、JR芸備線の利用促進について協議・検討を行っている。
- 災害による長期間の運休、コロナ禍の影響を受け、JR芸備線の利用者数は低水準にとどまっている。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
芸備線 広島～備中神代間	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323
福塩線 福山～塩町間	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

[参考]JR芸備線及び福塩線の状況 平均通過人員(人/日)]

【広島県の取組】

- 本県では、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設(令和2年度)し、沿線の市町や協議会等と連携して鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和3年8月、有志23道県が連携し、国交大臣に対し、地方の鉄道ネットワークを守る緊急提言を行った。

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

課題

- 災害による長期間の運休やコロナ禍の影響のため、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
⇒ 官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- コロナ禍の影響による利用状況の変化のため、鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。
⇒ 鉄道事業が健全かつ円滑に運営されるよう経営基盤の安定化を図る必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。(鉄道事業法第28条の2)
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進〕
- 逆線引きなどによる安全なエリアへの居住誘導を目的とした土地利用規制の取組について、都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
 - 空き家対策に伴う除却事業の補助対象の拡充及び代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
 - 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
 - 建築物の耐震化に関する財政措置の充実及び補助対象メニューの拡充をすること。

2 制度等の改定

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕

- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕

- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	<ul style="list-style-type: none">○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。○ 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せて紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きの推進に係る支援	<ul style="list-style-type: none">○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。○ 逆線引きに伴い生じる固定資産税・都市計画税の評価・課税上の課題に対する助言などの支援を行うこと。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none">○ 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。<ul style="list-style-type: none">・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施など

② 空き家対策の強化

特定空家等の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）	<ul style="list-style-type: none">○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。○ 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。○ 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none">○ 除却事業の補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した公営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)
----------------------------------	---

④ 建築物の耐震化の促進

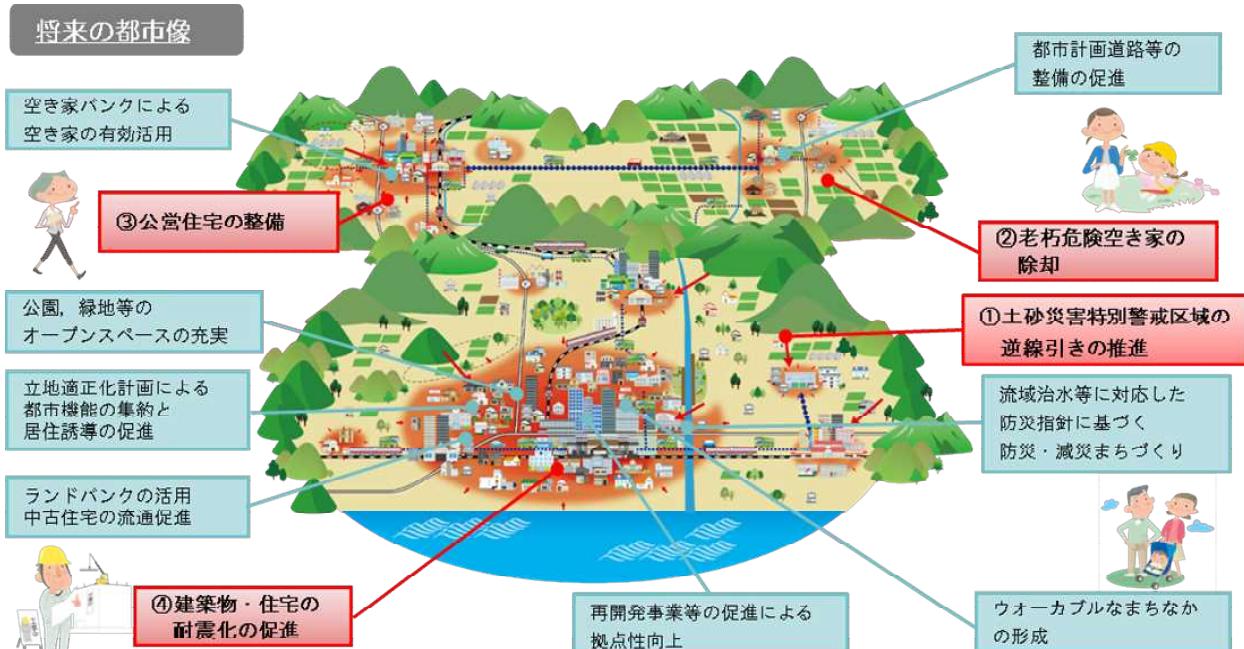
民間建築物等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。
国民への啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁: 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項



【提案先省庁: 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

4 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
 - 県内全域で約12万人が居住(推計)
 - 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要
- ※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 - ・市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域における自己用住宅の開発が原則禁止
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 土地所有者の全員同意を前提とした県内の逆線引きの前例では、相続未登記で所有者不明や同意が得られないなど、手続きが難航している。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。
- 固定資産税等の評価・課税において、逆線引きにより土地一筆に市街化区域と調整区域が混在する場合の、地積算定や減価補正などの整理が必要となる。

②空き家対策の強化

4 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】
			R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。
しかし勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとされているが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
- 法令やガイドライン等において、調査すべき公的書類が明確化されていないため、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が膨大となり、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8／10に限られているため、地方負担分の4／10に加え、残りの2／10も市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

③安定した公営住宅の供給

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

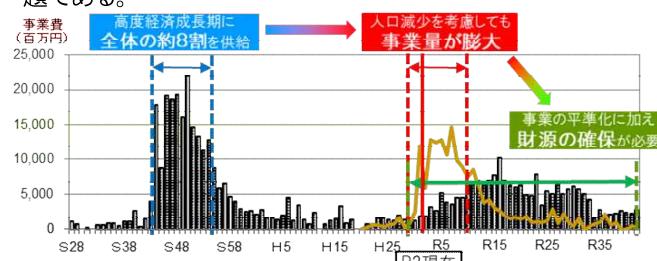
- 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

(広島県の取組)

- 人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込みであり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



④建築物の耐震化の促進

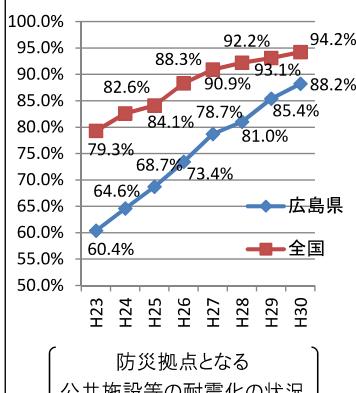
4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状→目標	主要な施策(下線付は新規又は強化する施策)
多数の者が利用する建築物 (該当棟数:約2,000)	耐震化率 91.3%(R2)→96%(R7) 【R12に100%を目指す】	① 市町の補助制度の継続、創設の促進 ② 計画的な耐震化に向けた指導 ③ 所有者への意識啓発
大規模建築物 (該当棟数:44) 【重点】	耐震改修実施率 78.9%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑥ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑦ 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の 中心となる建築物 (該当棟数:52) 【重点】	耐震改修実施率 92.7%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑧ 公表した耐震化状況の更新 ⑨ 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路 沿道建築物 (該当棟数:約220) 【重点】	耐震改修実施率 9.1%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑩ 公表した耐震化状況の更新 ⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑫ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑬ 公共建築物の計画的な耐震化
住宅 【重点】 (補助想定戸数:約1,500)	耐震化率 84.5%(R2)→92%(R7) 【R17に100%を目指す】	① 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 ② 所有者への意識啓発

*1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

*2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

課題

- 令和4年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所などの社会福祉施設等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業に対し、継続して必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
 - 〔例　・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
　・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営　等〕
- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づく「外国人雇用状況」の届出の情報など、地方公共団体が必要とする情報（雇用事業所の産業分類、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地）を提供すること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(都道府県に対する地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供
 - ・自治体行政手続のオンライン化等(自治体DX推進計画)における多言語対応

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 出入国制限が長期化する中、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・入国情報の検査や入国情報の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体への財政支援
 - ・在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・制限緩和後の円滑な出入国ため、出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
 - ・帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 外国人材の受入・共生

現 状

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27年以降急激に増加し、H26年の約2倍(17,533人、全国5位(R2.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,438中3,371事業所)、100人未満を含めると8割(5,438中4,403事業所)に達する(R2.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心(1,022人)となっている(R3.6末、全国12位、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R3年6月末時点)

単位:人

	総 数	介 護	ビ ル ク リーニン グ	素 形 材 産	産 業 製 造 業	電 気 電 子 情 報 関 連 業	建 設	造 船 ・ 舶 用 工 業	自 動 車 備 整	航 空 宿	泊	農 業 渔 業	飲 食 料 品 製 造 業	外 食 業	
全 国	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
広 島 県	1,022	36	26	58	125	65	74	210	27	-	-	56	67	263	15



- 外国人材生活意識調査(令和3年2月) 生活上の課題

- ①地域の人とコミュニケーションが取れない
- ②病院でことばが通じない
- ③日本の文化や習慣が理解できない、災害時にどうしたらいいのかわからないなど

- 技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年12月)

- ・入国制限による影響
計画どおりに実習が進まない企業の対応として、元実習生の在留資格変更による補充が最多
- ・帰国困難者の状況
在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し、実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多
- ・監理団体の声
・航空便が少ない、航空運賃が高額であるなどの事情により元実習生の帰国の見込が立たない。
・在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している。
・入国後の待機場所の確保等に係る費用負担が増加している。

国・広島県の取組

- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
(交付金)外国人受入環境整備交付金
(交付対象)全地方公共団体
(補助率、限度額)
整備:10/10、外国人住民数に応じ200~1,000万円
運営:1/2、外国人住民数に応じ200~1,000万円
(地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり
(人材の確保や日本語教室の運営等)
(補助金)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
(交付対象)都道府県、政令指定都市など
(補助率、補助額)1/2、上限なし
(市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、水際対策として国から要請されている入国情の待機に係る費用負担の一部支援
(補助金)外国人材受入企業等緊急支援事業
(補助対象者)令和3年度外国人の新規入国情の一時停止措置解除以降に入国情した者を受け入れた県内中小企業等
(補助対象経費)雇用予定の外国人材が入国情後に待機する期間中の宿泊費
(補助率、補助額)1/2、上限額1人あたり45千円

課 題

【「特定技能」制度の円滑な運用】

- 業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができない。
- 企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況、登録支援機関の登録状況、在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。
- 地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続きに時間を要している。
- 企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続きのための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。

【生活者としての外国人が暮らすための環境整備】

- 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
- また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

【新型コロナウイルス感染症の影響への対応】

- 入国情の検査や入国情の待機措置等に係る費用負担増加に対する軽減措置や、帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

- 本県では、2050年までに瀬戸内海に流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組むこととしているが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。
- また、本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、代替素材商品の開発支援や企業マッチング等様々な取組を行うこととしており、こうした取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省、環境省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 海洋プラスチックごみ対策

現状／広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっている。
- 広島県においても、新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年6月にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立した。
- プラットフォームでは、海洋生分解性プラスチックといった代替素材商品の開発支援や各企業とのマッチングを行うとともに、ペットボトルの自動回収機の設置、飲料メーカー等と連携したモデル事業などに取り組んでいく。
- 環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課題

- 海洋プラスチックごみゼロを目指す仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラや紙等の代替物の普及・促進といったプラスチックの使用量削減や、プラスチックごみの流出防止といった対策が必要だが、企業や自治体との連携事業に係る財政的支援が充実しておらず、効果的な仕組みが構築されていない。
- 河川のマイクロプラスチックについては、調査に係る国のガイドラインが策定されたものの、下水については調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中での挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、
国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること
- また、訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること
〔新たな財政措置の方法例〕～防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)
 - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなし、空域下の自治体への交付金の創設
 - ・米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
 - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

4 安全・安心な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求める
とともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。 【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

	平成29年度	令和2年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)	3,872回	6,624回	2,752回 (1.7倍)
(主な地点)			
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	3,932回
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	991回

・さらに、訓練空域では、100dB以上
(電車が通っているガード下)の騒音
発生日数は倍増

【北広島町西八幡原】

(H29) (R2)

6日 ⇒ 11日(1.8倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、飛行場近辺の騒音にしか対応していない。

→ 現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

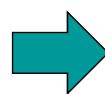
【再編交付金】

【対象市町村】 施設所在地と、隣々接市町村まで

【対象都道府県】 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】

【対象市町村】 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも
被害対策が実施できるよう改正が必要

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、令和4年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 公共施設等の適正管理の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実状も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。